



2022年1月28日

各 位

会社名 株式会社ラストワンマイル
代表者名 代表取締役社長 清水 望
(コード番号：9252 東証マザーズ)
問合せ先 取締役 財務経理部長 市川 康平
(電話番号 050-5491-1029)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年1月28日開催の取締役会において、「定款一部変更」を2022年2月28日に開催予定の第10回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社の事業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までとしておりますが、今後の経営情報の適時・的確な開示によるさらなる経営の透明性の向上を目的として、毎年9月1日から翌年8月31日までに変更いたしたく、第13条(定時株主総会の基準日)、第41条(事業年度)及び第43条(剰余金の配当の基準日)の変更を行うものであります。また、事業年度の変更に伴い、第11期事業年度は、2021年12月1日から2022年8月31日までとなるため、経過措置として附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
第3章 株主総会 (定時株主総会の基準日) 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>11月30日</u> とする。	第3章 株主総会 (定時株主総会の基準日) 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>8月31日</u> とする。

現行定款	変更案
第7章 計算	第7章 計算
(事業年度) 第41条 当社の事業年度は、毎年 <u>12月1日</u> から 翌年 <u>11月30日</u> までの1年とする。	(事業年度) 第41条 当社の事業年度は、毎年 <u>9月1日</u> から 翌年 <u>8月31日</u> までの1年とする。
(剰余金の配当の基準日) 第43条 当社の期末配当の基準日は、毎年 <u>11月 30日</u> とする。 2 当社の中間配当の基準日は、毎年 <u>5月31日</u> とする。	(剰余金の配当の基準日) 第43条 当社の期末配当の基準日は、毎年 <u>8月 31日</u> とする。 2 当社の中間配当の基準日は、毎年 <u>2月末日</u> とする。
(新設) (新設)	附則 <u>第1条</u> <u>第41条(事業年度)の規定にかかわらず、 第11期事業年度は、2021年12月1日から 2022年8月31日までとする。</u>
(新設)	<u>第2条</u> <u>第43条(剰余金の配当の基準日)の規定 にかかわらず、第11期事業年度の中間配 当の基準日は、2022年5月31日とする。</u>
(新設)	<u>第3条</u> <u>本附則は、第11期事業年度の経過をもっ てこれを削除する。</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日

2022年2月28日(月)

定款変更の効力発生日

2022年2月28日(月)

以上